

別表 1

「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある施設の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。 社会福祉法人等が設置する施設について「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（令和8年3月19日付厚生労働省発社援0319第14号厚生労働事務次官通知）（以下「国要綱」という。）により改築整備をすること。社会福祉法人が設置する保護施設について「老朽民間社会福祉施設の整備について」（令和8年3月19日付社援発0319第23号厚生労働省社会・援護局長通知）により改築整備をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について国要綱、付表7及び付表10並びに付表11により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	国要綱及び付表8により整備をすること。
応急仮設施設整備	国要綱及び付表9により整備をすること。

別表 2

算定基準

区分		1 種目	2 基準額	3 対象経費
施設整備費	創設、増築、増改築、改築、拡張	本体工事費	(1) 施設の種類ごとに付表1に掲げる1人当たり基準単価(改築に当たっては初度設備相当加算の単価は1/2を乗じて得た額)に定員数を乗じて得た額 (2) 一部改築及び拡張の場合、付表2により算出された額 (3) 都市部等において高層化して整備する場合であって、付表3に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	施設整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3に定める費用を除く。以下同じ)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。) ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
		特殊附帯工事費	付表4について知事が承認した施設及び額	資源の有効活用や施設の緑化等の整備に必要な工事費又は工事請負費
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	付表5について知事が承認した施設及び額	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		地域交流スペース整備工事費	付表6について知事が承認した施設及び額	地域交流スペース整備に必要な工事費又は工事請負費(初度設備相当を併せて整備する場合は、初度設備相当額)
	上記以外の整備	本体工事費	付表7について知事が承認した額	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		スプリンクラー設備等工事費(既存施設に設置する場合)	付表8について知事が承認した施設及び額	スプリンクラー設備等に要する工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	付表5又は付表9について知事が承認した施設及び額	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		防犯・安全対策設備整備工事費	付表10について知事が承認した施設及び額	防犯・安全対策に必要な工事費又は工事請負費
		防火安全対策整備工事費	付表11について知事が承認した施設及び額	防火安全対策に必要な工事費又は工事請負費

別表 3

補助率（保護施設）

区分		設置者
施設種別	工事区分	社会福祉法人
救護施設 更生施設 宿所提供施設	創設 増築 増改築 改築 拡張 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備（既存 施設に設置する場合） 応急仮設施設整備	3 / 4

補助率（無料低額宿泊所）

区分		設置者
施設種別	工事区分	社会福祉法人等
無料低額宿泊所	大規模修繕等	3 / 4

補助率（日常生活支援住居施設）

区分		設置者
施設種別	工事区分	社会福祉法人等
日常生活支援住居施設	創設 増築 増改築 改築 拡張 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備（既存 施設に設置する場合） 応急仮設施設整備	3 / 4

付表 1 - 1

1人（施設・個室）当たり補助基準単価

（単価：円）

区分			社会福祉法人立	その他 (適用単位)
本 体 工 事 費	救護施設	本体 < 30.3 m ² /人 >	17,230,000	定員 1 人
		初度設備相当 加算	115,000	
		個室加算 < 2.9 m ² /室 > *定員の3割を限度	1,620,000	1 室
	更生施設	本体 < 30.3 m ² /人 >	17,230,000	定員 1 人
		初度設備相当 加算	115,000	
		個室加算 < 2.9 m ² /室 > *定員の3割を限度	1,620,000	1 室
	宿所提供 施設	本体 < 11.9 m ² /人 >	6,870,000	定員 1 人
		初度設備相当 加算	115,000	
	日常生活 支援住居 施設	本体 都市部	2,710,000	定員 1 人
		標準	2,580,000	
		初度設備相当 加算	115,000	

注 1 原則として、<>に記載する面積を確保すること。

注 2 建物の構造は鉄筋コンクリートとすること。

注 3 日常生活支援住居施設における上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」（平成19年2月15日付社援発第0215006号厚生労働省社会・援護局長通知）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

付表 1－2

（耐震化等整備を行う場合）
1人（施設・個室）当たり補助基準単価

（単価：円）

区分			社会福祉法人立	その他 （適用単位）
本体 工事費	救護施設	本体 ＜30.3㎡／人＞	10,830,000	定員1人
	更生施設	本体 ＜30.3㎡／人＞	10,830,000	定員1人

注1 原則として、＜＞に記載する面積を確保すること。

注2 建物の構造は鉄筋コンクリートとすること。

付表 2

○一部改築及び拡張に係る補助金の算定方法の取扱いについて

1 一部改築

(1) 補助額算定の基本的な考え方

定員 1 人当たり補助基準単価に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの補助額を算定する。ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(2) 補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \text{定員 1 人当たり補助基準単価} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(3) 補助額の算定方法

交付要綱の第 4 の 1 に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存の施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 補助額算定の基本的な考え方

定員 1 人当たり補助基準単価に定員を乗じて得た額に現在の補助算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る補助額を算定する。
なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \text{現在の補助算定面積} - \text{当時の補助基準面積}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \text{定員 1 人当たり補助基準単価} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の補助算定面積}} \times \text{定員}$$

(3) 補助額の算定方法

交付要綱の第 4 の 1 に定めるところによるものとする。

付表 3

○都市部における社会福祉施設の整備の促進について

1 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度

(1) 趣旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず、社会福祉法人が設置する場合に独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じるほか、保護施設等については、3階以上の場合に補助基本額の加算を行うことにより、都市部における整備の促進を図る。

(2) 改築対象施設

ア 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）

イ 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

(3) 優遇措置の内容

ア 都費採択の優先的採択

イ 保護施設等のうち、3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を専用する場合に限る。）の場合
補助基本額に加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

2 高層化特例割増制度

(1) 趣旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう補助基本額の加算を行うこととし、これにより都市部における整備の促進を図る。

(2) 対象施設

特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設
交付要綱第2に掲げる施設

(3) 優遇措置の内容

補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

付表 4

○特殊附帯工事費

1 資源等有効活用整備費

(1) 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地球環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

(2) 対象施設

救護施設
更生施設
宿所提供施設
日常生活支援住居施設

(3) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

ア 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

イ 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

ウ ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

エ その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

2 民間社会福祉施設特別整備費

(1) 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑地化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

(2) 対象施設

社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新増改築及び拡張の施工に併せ（3）対象経費に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

＊ 保護施設等において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取り組みを行うもの

(3) 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

3 基準額

(1) 1施設ごとの1と2に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、16,500千円とを比較して少ない方の額を基準額とする。

付表 5
○解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費

1 趣旨
老朽化等に伴う社会福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を補助することにより、社会福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇向上を図るものである。

2 解体撤去工事費
(1) 対象施設
救護施設
更生施設
宿所提供施設
日常生活支援住居施設
} これらの施設のうち、改築等を行う施設
(2) 対象事業
対象となる事業は、交付要綱の別表 1 の整備区分に掲げる増改築、改築に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 基準額の算定
定員1人当たり基準単価に既存施設の定員数を乗じて得た額を基準額とする。ただし、既存施設の一部を解体し撤去する場合は、付表 2 により算出された額を基準額とする。
なお、定員の減を伴う改築の場合は、改築前の既存施設の定員数で算定することができるものとする。
※都市部等において高層施設を撤去する場合であって、付表 3 に定める基準に適合する施設の解体撤去を行う場合、算定された額に対し、0.08 を乗じて得た額を加算する。

(単位:円)

1 種 目	2 基準額	3 基準単価	
		社会福祉法人	
		標準	都市部
救護施設	基準単価×既存施設の定員数	375,000	393,000
更生施設		375,000	393,000
宿所提供施設		132,000	138,000
日常生活支援住居施設		132,000	138,000

耐震化等整備を行う場合 (単位:円)

1 種 目	2 基準額	3 基準単価	
		社会福祉法人	
		標準	都市部
救護施設	基準単価×既存施設の定員数	499,000	524,000
更生施設		499,000	524,000

(4) 留意事項
ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。
イ 国の補助事業において取得した既存施設に係る財産処分（取りこわしに限る。）の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。
3 仮設施設整備工事費
(1) 対象施設
解体撤去工事費が補助対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要なと認められる施設とする。

- (2) 対象事業
対象となる事業は、交付要綱の別表 1 の整備区分に掲げる増改築、改築又は大規模修繕等に伴い仮設施設を整備する事業とする。
- (3) 基準額の算定
定員1人当たり基準単価に仮設施設を要する定員数を乗じて得た額を基準額とする。ただし、既存施設の一部を解体し撤去する場合は、付表 2 により算出された額を基準額とする。

(単位:円)			
1 種 目	2 基準額	3 基準単価	
		社会福祉法人	
		標準	都市部
救護施設	基準単価×定員数	684,000	718,000
更生施設		684,000	718,000
宿所提供施設		257,000	270,000
日常生活支援 住居施設		257,000	270,000

(単位:円)			
耐震化等整備を行う場合			
1 種 目	2 基準額	3 基準単価	
		社会福祉法人	
		標準	都市部
救護施設	基準単価×定員数	909,000	954,000
更生施設		909,000	954,000

- (4) 留意事項
- ア 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りではない。
- イ 仮設施設は、工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。
- ウ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

○地域交流スペース整備の補助の取扱いについて

1 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備

(1) 趣旨

社会福祉施設等が在宅福祉の推進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。

(2) 対象施設

地域に密着した独自の事業を実施し、又は実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する保護施設等の入所施設（個別にモデル施設として指定）。

(3) 補助対象

地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース

(例示)

- ア ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース
- イ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース
- ウ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室
- エ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等

2 防災拠点型地域交流スペースの整備

(1) 趣旨

災害時における要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受入れが可能となる設備等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

(2) 対象事業

1 の地域交流スペースの整備に併せて、災害時において避難生活が必要となった障害者等の要援護者の受入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業

(3) その他

- ア 要援護者の緊急受入先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置付けられるものであること。
- イ 要援護者の受入れに当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- ウ 災害時において、要援護者 30 人程度が一時的に避難生活が可能なスペース及び設備の確保が図られること。
- エ 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受入体制が確立できる活用方法とすること。

3 交付額（1 及び 2 共通）

次の（1）から（3）のうちいずれか少ない額を交付額とする。

(1) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(2) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(3) 地域交流スペースに係る基準額

- ア 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（イの場合を除く。34,300 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 36,130 千円）
- イ 防災拠点型以外の地域交流スペースで、かつ、耐震化整備を行う場合 48,010 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 49,840 千円）
- ウ 防災拠点型地域交流スペースの場合（エの場合を除く。）46,600 千円（初度設備相当を併せて支給する場合は 51,580 千円）
- エ 防災拠点型地域交流スペースで、かつ、耐震化等整備を行う場合 66,250 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 71,230 千円）

付表 7

○大規模修繕等

1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気候状況により特に必要とされる熱中症対策等のため施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	ア 狭隘な居室を入居者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 イ 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 ウ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化改修等工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	ア 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 イ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 特殊付帯工事	既存施設について付表 4 により建物に固定して一体的に整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	ア 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 イ 地震防災対策上必要な補強改修工事 ウ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 エ 緊急災害時用の給水設備の整備
(9) 無料低額宿泊所改修整備	無料低額宿泊所の防火安全対策を行う場合に必要となる既存建物（賃貸物件含む。）のバリアフリー化工事等、無料低額宿泊所の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数とは、おおむね 10 年以上

2 対象施設

- (1) 救護施設 (1 (9) の事業を除く)
- (2) 更生施設 (1 (9) の事業を除く)
- (3) 宿所提供施設 (1 (4) イ及び1 (9) の事業を除く)
- (4) 無料低額宿泊所 (1 (4) ウ及び1 (9) の事業のみ対象)
- (5) 日常生活支援住居施設 (1 (9) の事業を除く)

3 補助基準

- (1) 原則として、1施設の総事業費が次により算出された金額以上(ただし、1 (7) の事業については、付表4の定める補助基準額の範囲内とする。)のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円に満たない場合は、1,000万円以上のものとする。

施設延面積(基準面積)×4,000円

ただし、1 (3) の事業については、原則として総事業費が300万円以上、1 (4) ウの事業については、原則として総事業費が100万円以上、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設にあっては原則として総事業費が30万円以上及び1,000万円以内のもの。1 (5) イのアスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総事業費が100万円以上、1 (8) の事業については、原則として総事業費が500万円以上のものとする。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

4 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方見積もり
- (3) 1 (9) でスプリンクラー設備等のみ整備する場合には、付表8で定める補助基準単価

付表 8

○スプリンクラー設備等整備

1 スプリンクラー設備

(1) 補助対象施設
既存施設

(2) 補助金算定基準

1 基準額	2 基準単価
補助対象面積 × 基準単価	一般基準 28,300円 (54,100円)

(1) は、入所施設であって延べ床面積1,000㎡以上の平屋建の施設の基準単価
パッケージ型の消火ポンプユニット等の設置が必要な場合は、1施設当たり3,090千円
加算する。

(3) 補助対象面積
施設の延べ床面積を上限とする。

(4) その他
ア スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとする。ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められる。
(ア) 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合
(イ) 建物の構造上配管工事が困難である場合
(ウ) スプリンクラー設備の設置工事により、入所者処遇等に相当な困難を生じることが認められる場合
(エ) その他上記以外にスプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

2 屋内消火栓設備

(1) 補助対象施設
消防法施行令第11条に基づき屋内消火栓設備の設置を要する既存施設（消防法令等が改正されることに伴い新たに必要となる施設を含む。）

(2) 補助金算定基準

ア 消防法施行令第11条第3項第1号イからへまでに掲げる基準による屋内消火栓設備を設置する場合

(ア) 基準額単価
(基準額) (㎡当たり加算額)
501万円以内 + 2,000円/㎡以内

(イ) 屋内消火栓箱設置数による加算
屋内消火栓箱については、当該設備を設置する個数に259千円以内の額を乗じた額を加算する。ただし、特別の事情がある場合を除いて前記（ア）によることが望ましいこと。

イ パッケージ型消火栓設備を設置する場合
基準単価
当該設備を設置する個数に388千円以内の額を乗じた額

(3) 補助対象面積
施設の延べ床面積を上限とする。

付表 9

○応急仮設施設整備の補助の取扱いについて

1 対象事業

長時間継続する災害により、入所者等の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、入所者等の処遇に直接かかわるものについては、施設種別ごとに定められている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、知事に協議するものとする。

2 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 工事請負業者の見積もり

なお、これにより難い特別の事情があるときは、知事が必要と認めた額とする。

3 なお、応急仮設施設は、交付要綱第2に掲げる施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、入所者等の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。

付表 10

○防犯対策等に係る整備

1 趣旨

保護施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置、外構の設置・修繕やブロック塀等の改修を行う。

2 対象施設

救護施設

更生施設

宿所提供施設

日常生活支援住居施設

3 補助の対象

次に掲げる整備等、保護施設等の防犯対策及び安全対策を強化する工事を対象とする。

(1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕

ア 門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備

イ 安全点検の結果、問題があるブロック塀等（組積造又はコンクリートブロック造）の改修

(2) 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

（対象工事の例示）

ア 110番直結非常通報装置を設置する工事

イ 防犯カメラを設置する工事

ウ カメラ付きインターホンを設置する工事

エ 人感センサーを設置する工事

オ その他、保護施設等の安全対策に必要な工事

4 基準額

(1) 3(1)については、総事業費が1,000千円以上のものとする。

(2) 3(2)については、総事業費が300千円以上とする。

5 基準価格

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り

(2) 工事請負業者の見積もり

付表 1 1

○無料低額宿泊所における防火安全対策の推進

1 趣旨

無料低額宿泊所のうち、高齢者や障害者など避難等にあたり支援が必要な者が一定数入居している施設について、無料低額宿泊所における防火安全対策の基盤整備を推進することにより、無料低額宿泊所の入居者が安心して居住できる環境の整備を図る。

2 対象施設

無料低額宿泊所のうち、(1) から (3) のいずれにも該当し、防火安全対策の基盤整備が効果的であると判断できる施設。

(1) 全入居者のうち、高齢者や障害・傷病者など避難に配慮を要する者が概ね 5 割以上であり、防火安全対策が効果的であると考えられる無料低額宿泊所

(2) 区市町村より平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知「居宅生活移行支援事業の実施について」に基づく居宅生活移行支援事業の委託を受けている、若しくは当該事業の委託を受けていないが、金銭管理、服薬支援、相談支援等の日常生活支援を行っている職員が、当該事業の基準に準じて配置されている無料低額宿泊所

(3) 居室が個室であり、一居室の面積が 7.43 m² (地域の実情によりこれにより難しい場合は、4.95 m²) 以上であること。

3 補助対象

無料低額宿泊所の防火安全対策に関する以下の整備等を行った場合に補助する。

(1) スプリンクラー設備

(2) パッケージ型自動消火設備等の設置

(3) 自動火災報知設備の設置

(4) 天井等の内装の不燃化工事

(5) 車いす利用者のために段差をなくすためのバリアフリー化等

4 基準額

30 万円以上 1,000 万円以内とする。ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は 1,200 万円とし、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は 200 万円とする。